

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

揖斐川町長 岡部 栄一

市町村名 (市町村コード)	揖斐川町 ( 214019 )	
地域名 (地域内農業集落名)	坂内地区 ( 坂内広瀬、坂本、川上 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・農業者の大半が高齢であり、主に水稻・野菜を栽培している。  
・山間部に位置する地区であるため、シカ・サルなどの獣害が多い状況。  
・坂内地区の担い手は高齢化が進んでおり、離農した場合に引き受け手がおらず、耕作放棄地になる可能性を懸念している。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・現在も農業を続けている農家を守るために、獣害に対する対策をし、安定した収量確保ができるよう取り組む。  
・地区ではトラクター・コンバイン等の作業機械・乾燥施設等、水稻に必要な設備はそろっており、新たに営農を開始したい人がいれば新規の方に設備の貸し出し等サポートしていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	183.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地および周辺の農地を農業上の利用が行われている区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構、農地法3条申請を活用し、離農する農業者がでた場合、担い手に集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて農地中間管理機構を通じた利用権設定等を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域については、地域の中で検討を重ねる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、地元の意向を踏まえつつ町及び関係機関で連携し、経営体の確保・育成まで支援をする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農業協同組合等の農業サービス事業者等への農作業委託を依頼し、活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①小動物やサル等の被害が多いため、補助金等を利用し、侵入防止柵の設置及び管理を地域で実施する。
- ②肥料価格高騰対策等、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者を支援する。
- ③農作業の省力化を目標としたスマート農業の導入など、農作業の効率化による収益向上を推進する。
- ⑤必要に応じて農業者に対して支援をする。
- ⑦地区のなかで農地保全や施設の管理維持等に取り組む。
- ⑧農業の持続や規模拡大を目指すための農業用施設の整備を支援し、担い手の維持確保を図る。